

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76-2151 内線 222、223

国民年金の付加年金という お得な制度があります

▼付加年金の保険料は月額 400 円です

定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

納めた付加保険料は、将来、付加年金として2年間受け取るだけで取り戻せません。

▼いくら上乘せされるかというところ

付加年金の受給額（年額）

受給基本額 200 円 × 付加保険料を納めた月数の付加年金が加算されます。

例：付加保険料を10年間納めた場合

○納付する付加保険料

400 円 × 10 年（120 月） = 48,000 円

○付加年金受給額（年額）

200 円 × 10 年（120 月） = 24,000 円

したがって、付加年金を2年間受給すると、納付した付加保険料総額と同額になり、3年目以降も継続され、「もらい得」になる大変お得な制度です。

▼付加年金に加入できる人

国民年金の第1号被保険者と65歳未満の任意加入被保険者です（国民年金基金に加入中の方は加入できません）。

上下水道料金等の検針及び 料金徴収業務担当員のお知らせ

水道、下水道の料金にかかる検針・料金徴収業務を次の会社へ委託しています。各地域の担当員をお知らせします。

委託先 水 i n g 株式会社 北海道支店

津別市街地区 及び活汲地区	豊永及び高台の一部、 美都、上里地区
	 
後藤 寛治さん	上杉 猛晴さん 太田 威さん
本岐地区	相生、大昭、布川地区
	 ※上杉猛晴さんは、相生地区の一部も担当します。
内田 憲造さん	佐藤 啓一さん

検針・料金徴収員の担当地区については、4月1日現在の大きな区域です。各検針・徴収員は身分証明書を携帯しております。不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

問い合わせ先

建設課水道グループ ☎ 76-2151（内線 253・254）
委託先 水 i n g 株式会社北海道支店 津別管理事務所
（下水道管理センター内）☎ 76-2848

町民植樹祭の参加者募集！

町と網走南部森林管理署では毎年、緑化や環境意識の高揚を目的に、町民植樹祭を実施しています。

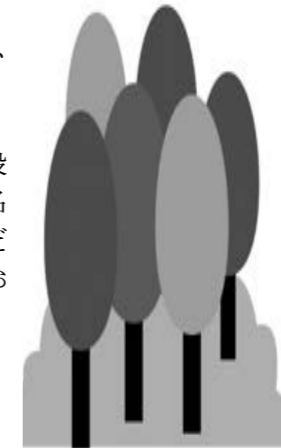
夫婦、親子、孫と一緒に、兄弟・姉妹で、もちろん一人でもOK。あなたも植樹祭に参加してみませんか！

日時 5月13日（日）午前9時集合
集合場所 役場正面玄関前
植樹場所 恩根 町有林
交通手段 町のバス等を利用します。
持ち物等 植樹のできる服装（作業服、長靴、軍手）とスコップを持参ください。

申込方法 5月10日（木）までに、役場林政担当にご住所とお名前を告げ、申し込んでください。申し込みは電話でお願いします。

申し込み・問い合わせ先
産業振興課 林政担当
☎ 76-2151（内線 259）

小雨決行
です！



《お詫びと訂正のお知らせ》

本誌前月号（4月号）とともに配布しました「津別町住民満足度調査（平成29年10月実施）集計結果報告書」の21ページ『ご意見・ご提言』に誤りがありました。

お詫びして訂正いたします。

（誤）今後のまちなか再生の中止を担う施設となつてほしい。

（正）今後のまちなか再生の中心を担う施設となつてほしい。

津別町青年活動プロジェクト『and』活動報告 No.10

年間通して町内の青年たちが集い、話し合い、交流し、いろんな活動を展開しています

新体制で新年度スタートしました！

一年を通して様々な活動を実施しています！昨年度は出張サンタ・出張オニ・動画作り講習会への参加など、活動については、メンバーのみんなで楽しく決めています！

今年度も何をしようかと新体制で第1回目の定例会が終了し、また今年も楽しもう！ということで懇親会も開き、大いに盛り上がったところです！

興味のある方は、気軽に見学にきてくださいね！

Facebookを
チェック



新メンバー募集中！

問い合わせ先

中央公民館
社会教育グループ
☎ 76-2713

※青年活動プロジェクト andを見学したい!! と言ってください!!



森林の立木を伐採するとき には届け出が必要ですよ

森林所有者で立木を伐採する方は（立木を売買する場合は買う方と共同で）左記の届け出を提出しなければなりません。

- ① 「伐採及び伐採後の造林の届出書」
・町内の森林の造林・伐採方法等の基準を定める「津別町森林整備計画」に適合しているかを確認するために提出が必要ですよ。
- ② 「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」
・伐採の届け出に基づき造林が完了したことを確認するために提出が必要ですよ。

・伐採後の造林が完了した日から30日以内に提出して下さい。
・森林法の改正により平成29年4月から提出が必要となりました。

☆森林経営計画に加入している場合
伐採する前に森林経営計画で伐採の計画が認定されている必要があります。詳しくは北見広域森林組合（☎0157-23-7425）にお問い合わせ下さい。
※森林経営計画：森林を適切に管理するために森林所有者が共同でつくる計画です。
☆届け出をせずに伐採するなどの違反を犯した場合は、森林法により罰せられることがあります（30万円以下の罰金）。

届け出・問い合わせ先

産業振興課林政・再生可能エネルギー推進グループ
☎ 76-2151（内線 260）